

国民年金のお知らせ

離婚時の年金分割について

離婚の年金分割とは、離婚などをした場合、夫婦が婚姻期間中に納めた厚生年金記録（標準報酬）を分割してそれぞれ自分の年金とすることができる制度です。

分割方法には「合意分割」と「3号分割」の2種類あります。

合意分割制度

双方（または当事者一方）からの請求により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録（標準報酬月額・標準賞与額）を当事者間で分割することができる制度です。

合意分割制度の条件

- ①婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）があること。
- ②当事者の合意または裁判手続きによる按分分割を定めたこと。
（合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、裁判所が按分分割を定めることができます）
- ③請求期限（原則、離婚などをした日の翌日から起算して5年以内^{*}）を経過していないこと。
※令和8年4月1日前に離婚などをした場合は離婚などをした日の翌日から起算して2年以内

なお、合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に3号分割の対象となる期間が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があったとみなされます。

したがって、3号分割の対象となる期間は、3号分割による標準報酬の分割に加え、合意分割による標準報酬の分割も行われます。

3号分割制度

国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以降の国民年金の第3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

3号分割制度の条件

- ①婚姻期間中に平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間があること。
- ②請求期限（原則、離婚などをした日の翌日から起算して5年以内^{*}）を経過していないこと。
※令和8年4月1日前に離婚などをした場合は離婚などをした日の翌日から起算して2年以内

なお、「3号分割制度」については、当事者の合意の必要はありません。

ただし、分割される方が障害厚生年金の受給権者で、この分割請求の対象となる期間を年金額の基礎としている場合は、「3号分割」請求は認められません。

お問い合わせ先：町民課 戸籍年金係 ☎47-4681

函館年金事務所 ☎0138-31-9086（お客様相談室）